

龍雲寺 檀信徒規約 要約

(墓地使用に関する重要事項を含む)

本要約は、龍雲寺が大切にしてきた供養の在り方や、檀信徒とお寺との関係、ならびに墓地使用に関する基本的な考え方について、誤解や行き違いを防ぐため、主なポイントを簡潔にまとめたものです。詳細については、公式ホームページに掲載の「龍雲寺 檀信徒規約 (全文)」をご確認ください。

1. 檀信徒とは

檀信徒とは、個人ではなく「家」として、龍雲寺の宗旨・作法を尊重し、葬儀・法要・供養を当山僧侶を導師として行い、継続的に関わる家をいいます。

檀信徒関係は一代限りではなく、家が続く限り承継される関係です。

2. 後継者への説明と責任

檀信徒としての務めや供養の考え方は、各家が次の代へ伝える責任があります。

代替わりを理由に、当山への相談なく一方的に関係を解消することはできません。

3. 葬儀・供養の原則

檀信徒の家に関わる葬儀およびその後の供養は、原則として龍雲寺の宗旨・作法に基づき、当山僧侶を導師として行います。

事前のご相談がないまま他所で葬儀・法要等が行われた場合には、檀信徒資格や墓地使用権の取り扱いに影響することがあります。

4. 墓地の使用について

墓地は、供養の継続を前提とした場所であり、埋葬のみを目的とした使用は認められません。

墓地は、将来埋葬される承継者がいることを前提で使用されます。

墓参を行う方がいても、次に埋葬される承継者がいない場合には、墓地の返却および墓じまいが必要となります。(事情により、住職の判断で例外を認めることがあります)。

墓じまいの際の撤去費用等は、原則として各家の負担となります。

5. 墓地管理上の責任と禁止事項

墓石・台座・外柵等の維持管理および安全確保は、原則として各家の責任です。

天変地異、強風、倒木、経年劣化等、当山の責に帰さない事由による損傷について、当山は補修・賠償の責任を負いません。ただし、安全確保や今後の対応については、住職が状況を考慮し相談に応じます。墓地には、人の遺骨以外(犬・猫など)を埋葬することはできません。

墓地使用権の売買・譲渡・貸与・無断名義変更、ならびに当山の宗旨と異なる宗教行為は認められていません。

6. 離檀(檀家をやめる)について

離檀する場合は、必ず事前にお寺へ申し出が必要です。離檀に際しては、これまでの供養や墓地管理への感謝として、二十万円程度を目安に寄付をお願いしています。金額については事情を考慮し住職が判断します。(墓地の使用状況や墓石の有無にかかわらず)永代供養への変更の場合は寄付は原則不要。本来当山に通知すべき葬儀等が、事前のご相談なく行われていた場合には、通常の離檀とは異なる取り扱いとなり、別途寄付をお願いすることがあります。(事情により減額・免除することがあります)

7. 規約の位置づけ

本規約は、これまでの運用や考え方を整理し、明文化したものです。

詳細および正式な判断は、「龍雲寺 檀信徒規約 (全文)」および住職の判断が優先されます。